

知って得する!

## 法律コラム



弁護士 村岡つばさ

## 意外と知らない弁護士の小ネタ集

## 弁護士法人よつば総合法律事務所

経営法務全般。特に、人事労務問題、契約書等のリーガルチェック、紛争対応(債権回収・株主間紛争・その他企業様の各種訴訟)が主な取扱い業務。  
千葉県内の企業様を中心に400社強の企業様と顧問契約を締結。(2024年1月1日現在)

柏事務所：〒277-0005 柏市柏1-5-10 水戸屋壱番館ビル4F Tel: 04-7168-2300

千葉事務所：〒260-0015 千葉市中央区富士見1-14-13 千葉大栄ビル7F Tel: 043-306-1110

Email: info@yotsubasougou.com



こちらから企業法務サイトが  
ご覧になれます。

## 1 はじめに

よつば総合法律事務所の村岡です。

今回はいつもの法律コラムと違う目線で、「意外と知らない弁護士の小ネタ」をお話してみます。

## 2 「異議あり！」はあまり使わない

テレビドラマやゲーム内で、「異議あり！」とカッコよく述べている弁護士を見たことがあると思います。実はあまり使いません(私見)。少なくとも私は一度も使ったことがないですし、「異議あり！」と言っている弁護士を見たこともありません。

こういった「異議」は、裁判所の尋問の手続(当事者の話を法廷で聞く手続)で用いられることが多いですが、実際には、「異議がございませぬ」、「●●なので不適切な質問かと思ひます」というように、冷静に指摘することが多いです。

## 3 裁判所に行かないまま裁判が終わることもある

「裁判」と聞くと、各地にある裁判所に弁護士や当事者が出席しているイメージを持たれる方が多いと思います。ただ、ここ数年では、弁護士や当事者が裁判所に出廷せずに、WEB(ビデオ会議)にて裁判期日が進むことが非常に多くなっています。

現に私の担当事件でも、裁判が継続してから和解で事件が終了するまで、一度も裁判所に出廷しなかった事件が多くあります。

なお、先ほどみた「尋問の手続」(当事者の話を聞く手続)は、基本的には裁判所に出廷する必要があります。ただ、昨今の民事訴訟法の改正により、オンラインで尋問を行うための要件が非常に緩和されました。今後は、オンラインで尋問が行われるケースも増えてくるでしょう。

## 4 弁護士=全ての法律に詳しいわけではない

医師と同様、弁護士にも「専門分野」があります。都内では、「知的財産法専門」「倒産法専門」など、取扱い分野を絞って運営している弁護士事務所も多くあります。

他方、都内以外では、取扱い分野を絞らず、すべての分野の案件を扱っている弁護士も多いです。ただ、法律といっても様々なものがあり(2000以上!の法律があるそうです)、一度も見たことがない法律も非常に多くあります。よく友達から「六法全書を暗記しているの!?!」と聞かれますが、残念ながら…。

なお、弁護士になるためにクリアしなければならない「司法試験」では、憲法、民法、刑法、民事訴訟法、刑事訴訟法、会社法、行政法の7法に加え、労働法、倒産法、知的財産法などの選択科目から1つを選ぶこととなりますので、「8法」くらいを勉強することになります。ちなみに私は労働法を選択していました。

## 5 弁護士バッジを全然着けない人もいる

これは人によるとは思います。私はほとんど着けません(年に1回、事務所の写真撮影の時しか着けません)。着ける必要性があまりないことに加え、紛失が怖いというのも理由の一つです。

弁護士バッジを紛失してしまうと少し面倒なことになり、官報に弁護士バッジを無くしたことが掲載されてしまいます。インターネットのとある記事を見たところ、2019年~2021年の3年間で、弁護士バッジの紛失で官報に掲載されていた弁護士は800名弱!との記載がありました。

なお、弁護士バッジはひまわりの花がモチーフにされており、中央部分には秤が描かれています。ひまわりは「正義と自由」を、秤は「公平と平等」を追い求めることを表しているそうです。深いですね。